

随意契約の公表（平成27年11月）

別紙様式2-1（第40条の5）

契約工事、物品等又は役務の名称及び数量	契約事務権限者 役職・氏名	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	随意契約によること とした会計規程等の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備 考
								再就職者 の人数	現在の 職名	独法での 最終職名	取引高	取引割合	
平成27年度「前面衝突安全性能試験における運転席ダミーの胸部二次衝突評価及び燃料電池自動車の燃料漏れ評価試験方法作成に係る調査研究」	理事長 鈴木 秀夫	平成27年11月2日	東京都港区芝大門1-1-30 一般財団法人日本自動車研究所	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（公募）	12,859,365	12,859,365	100.0%	—	—	—	—	—	
貸付債権管理システムの2015年度改修について	理事長 鈴木 秀夫	平成27年11月4日	東京都千代田区神田錦町2-3 みずほ情報総研株式会社	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（特命随契）	5,432,400	5,432,400	100.0%	—	—	—	—	—	
平成27年度自動車アセスメント試験用車両の購入 ホンダ シャトル 1台	理事長 鈴木 秀夫	平成27年11月5日	東京都江東区亀戸2-8-3 株式会社天神モータース ホンダカーズ江東亀戸天神店	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（特命随契）	2,375,657	2,350,000	98.9%	—	—	—	—	—	
療護施設機能の一部の一般病院への業務委託	理事長 鈴木 秀夫	平成27年11月9日	神奈川県茅ヶ崎市西久保500 医療法人社団康心会	契約事務細則第40条による随意契約（不落随契）	11,000,000	11,000,000	100.0%	—	—	—	—	—	調達予定総額 132,000,000円
平成27年度自動車アセスメント試験用車両の購入 ホンダ シャトル 2台	理事長 鈴木 秀夫	平成27年11月17日	千葉県千葉市中央区都町2-20-12 株式会社ホンダカーズ千葉	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（特命随契）	4,380,000	4,337,280	99.0%	—	—	—	—	—	
平成27年度自動車アセスメント試験用車両の購入 トヨタ ヴェルファイア 1台	理事長 鈴木 秀夫	平成27年11月26日	東京都江東区大島1-8-9 ネットヨタ東都株式会社	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（特命随契）	4,173,709	4,173,709	100.0%	—	—	—	—	—	

随意契約の公表（平成27年11月）

別紙様式2-1（第40条の5）

契約工事、物品等又は 役務の名称及び数量	契約事務権限者 役職・氏名	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	随意契約によること とした会計規程等の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備 考
								再就職者 の人数	現在の 職名	独法での 最終職名	取引高	取引割合	
会計監査人との監査契約	理事長 鈴木 秀夫	平成27年11月27日	東京都新宿区津久戸 町1-2 有限責任あずさ監査 法人	会計規程第34条第1項 第1号による随意契約 (企画競争)	5,400,000	5,400,000	100.0%	—	—	—	—	—	

(注1) 「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。

(注2) 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

(注3) 単価契約である場合は、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注4) 他の契約の予定価格を類推されるおそれがあると認められる場合は予定価格を非公表としている。

(注5) 試験車両の購入を随意契約によることとした理由

自動車アセスメント試験等の実施にあたって購入する試験車両は、一般ユーザーが実際に購入するもの同等でなければならないため、当機構職員が身分を明かさず展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングをすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから、競争を許さないため。